

救済委員のことば

—— 任期を終えるにあたって ——

札幌市子どもの権利救済委員 市川 啓子

「終わりや答えが見えづらくて、心無くてはできないことを、ずっとやってきたのですね…」
職を去ることを知った若い友人からの言葉がジンとくる日々です。札幌市子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の救済委員として6年が経過し、平成26年度末で2期目の任期も終了となりました。

それまでの30年間ほど、カウンセラーとして子どもと保護者の相談を受ける仕事に携わっていたのですが、そこでのある思いが子どもの権利救済に関わる契機になりました。いじめや不登校などで悩み、学校という場に心の居場所を失っていた子どもたちが、カウンセリングの場面では、萎縮してしまっただけを否定されずに「今のままのあなたでいい」と認められるだけで、元気を取り戻していくのです。心を休め、エネルギーを蓄えてまた学校など元の場に身を置くと、再び行き詰まってしまう、そんな事例に出会うたびに、子どもの成長には、その子に適合した環境が用意されることがいかに大切かを痛感させられていたのです。

子どもは、環境を自ら整えていくことが大人に比べるとはるかに困難です。その時に子どもの声にしっかりと寄り添い、子どもの歩みを確かに後押しするための仕組みが是非とも必要だと感じていた折にこのような機会を与えられ、「責任」と「やりがい」を背に任に就いた記憶がよみがえります。

これまでの年次報告書における救済委員としてのメッセージは、その年のアシストセンターの課題となったことを取り上げてきましたが、ここでは、任を降りるにあたって心に浮かぶ思いを記してみることになります。

〈向き合った課題のことなど〉

そもそも「子どもの権利」とは何か……。概念的なものは把握しているつもりではあるのですが、6年の任を終えた現時点でも、自分の中での答えはそのつど微妙に変化しているのを自覚しています。救済委員としての期間中、何をもって子どもの「権利の侵害」とするか、また子どもの権利の侵害と認められた場合にはどのように対応すべきなのか、条例の趣旨に沿った救済機関としてのアシストセンターのあり方とはどのようなものなのか、常に大きな課題として目の前にありました。

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（通称：子どもの権利条例）は、総合的なものをその内容としています。すなわち子どもがよりよく育つために必要な4つの権利の保障だけでなく、その実現のために求められる大人の責務も随所に盛り込まれたものです。このような総合的な内容とは異なり、いじめ防止条例など事柄に特化した基盤をもって活動する自治体もあります。いずれにしても、子どもにとっての最善の利益を目指すことに変わりはないのですが、どのような切り口からアプローチするのかについてはやや趣を異にしているといえるでしょう。

アシストセンターの発足以前から取り組みを進めていた他自治体の救済機関の活動は、当初より様々な面で参考にさせていただいたのですが、この切り口の違い（子どもに関するどのような相談でも受ける相談活動が出発点となるものと、主として問題の所在が明らかになっている事案についての調整を目的とする活動）がしばらくの間は明確にできずにて、アシストセンター独自の方向性を定めることに少なからず時間とエネルギーを費やすことになりました。

「子どもの権利」を保障する実際の活動は、条例の制定過程や自治体の規模、子どもの権利についての市民の意識などに大きく影響されるということを実感しています。風土もまた然りです。残念ながら、子どもの権利を認めることはわがままを助長することと同義と考える風潮も依然として存在し、活動に対する理解が得られないことがあると感じたことも少なからずありました。

様々なスタート当初の困惑も、試行錯誤する中で少しずつ解消されていき、5年目を迎える頃からは、比較的揺れのない足取りとなったのではないかと思います。一言で括ると、札幌市子どもアシストセンターの活動とは、侵害された権利の回復のみではなく、子どもからの直接の声に耳を傾けることで子ども自らが歩みをすすめるのをサポートするという、広く子どもの権利の保障までを視野に入れての活動することに特徴であるといえるでしょう。

スタッフ間の役割分担については、救済委員としていつも心に留め置いた事柄のひとつです。アシストセンターのスタッフ構成はいわゆる3層構造で、相談員、調査員、救済委員がそれぞれの役割を果たすことが求められてはいるものの、実際に相談が寄せられたあと、どのスタッフがどう対応していくか、またスタッフ間のスムーズな連携はどうあるべきかなど、手探りが続きました。日々子どもからのつぶやきに向き合い、こころの声に耳を澄まして、権利の侵害の「匂い」を敏感に嗅ぎとること。そのための感性がスタッフ間で共有される状況を作り出すことは、救済委員の仕事の重要な役割であると認識していますが、これは日頃のコミュニケーションや内部研修などを通じ、時間をかけて形作られ継承されていくものだと思います。

この6年間にアシストセンターに寄せられた相談は約7,000件となります。延べ数にすると2万回以上のやりとりの中で、私たちは一体どのような成果を上げてきたのかと自問することがあります。相談数など数的指標は見やすいものなのですが、相談内容に対して効果を測定する物指しはなく、ほとんどの相談者とは実際に会うこともありません。客観的評価は難しいとはいえ、相談活動、調査・調整活動ともに、「救済機関のアシストセンターだからできる」と手応えを感じる事例は毎年かなりの数にのぼります。詳細については毎年まとめられる活動報告書にも載せられていますが、「いじめがなくなりました」「学校に行くことができるようになりました」「前向きになることができました」などの声が本人や保護者から寄せられます。その時は担当の相談員の弾んだ報告と共にアシストセンター全体に明るい雰囲気広がる瞬間ですが、このような活動への「ご褒美」こそ、言葉を変えると「成果」ということなのかもしれません。

〈助けを求める力〉

最近「援助要請行動」という言葉を聞く機会がありました。困難に直面した時に助けを求める行動という意味で使われるようですが、このことは、問題を誰かに預けて解決してもらおうということではありません。他者の力を借りて自らが問題に取り組むというのは社会生活では常に起きることであり、

また必要なことです。発達の上にある子どもには特に大切となる「援助を求める」行動が、正しく育っているのでしょうか。地域の中にたくさんの目があり、家族以外の人々との交流も自然に行われていた昔とは違い、子どもを取り巻く環境は便利で豊かになった反面、閉鎖的にもなりました。特にここ数年はインターネットが身近な存在になり、一日のかなりの時間をそれに費やす子どもが増えたことが報告されています。瞬時に世界中の情報のどこにでもアクセスできる広がりがあるようにみえても、コミュニケーションとして本来大切にされるべき現実のつながりと、そこで起きる応答的経験が乏しくなっているのは人間関係の形成に大きな影響を与えるものと思われます。とりわけ懸念されるのが、他者に助けを求めることさえできず「孤の状態」に置かれている子どもたちの存在です。

アシストセンターの相談は、半数以上が子どもから直接寄せられるものです。身近な相談ツールを用意していることもその一因と思われますが、匿名での相談、しかも見知らぬ大人（相談員）とのやり取りで、思いもよらないほどの内面の成長を見せてくれることがあります。悩んだり、困ったりした時に自ら発信して助けを求める子が一人でも多くなるように、そしてどの子のつぶやきもおろそかにせず、信頼できる大人として傍らにすることができるように。そのような願いを持ちつつ、共感し受容的に応答することで相談者自らが困難に立ち向かうのを援助することは、アシストセンターの役割の大きな部分を占めると確信しています。

〈自己発意の調査〉

救済委員として忘れられない取り組みのひとつに、平成 25 年度に自己発意の調査として行った無戸籍の子どもについての問題があります。ある日、市内の学校の先生から、匿名の子どもについて間接的に相談が寄せられました。在籍している子どもの一人が無戸籍であり、病院を受診せざるを得ないようなことが生じた時にはどうしたらいいか、というような内容でした。初めて札幌市に戸籍のない子どもがいることを知り、その事柄の重大さに驚きと共に痛ましさも覚えました。その子自身はその事実を知っているのだろうか、社会的には存在を記されていない子どもであっても、発達・成長に必要な様々な行政サービスは受けられたのだろうか、改善の方法はあるのか、など。

アシストセンターとしては、子どもの権利の保障の観点から本事案を捉え、自己発意の調査として取り組みました。自己発意の調査とは、子どもの権利条例第 37 条に規定されているもので、救済委員が必要と判断した場合に、子ども本人や保護者の同意がなくても実施する調査です。

無戸籍の状態は生後 14 日以内に何らかの理由で出生届けが出されないまま時が経過した場合に起こりますが、住民票もないことから、その存在の把握自体が困難です。アシストセンターでは、子どもが無戸籍の場合の行政サービスの実態を把握するため、事務局を通じて、札幌市内の様々な行政機関（住民登録、各種保健福祉関係、教育関係、パスポート、運転免許等の管轄）に対して調査を行いました。以下に、簡単に概要を示します。

調査の内容

①行政サービスを受けるためには、通常どのような手続きが必要か、②子どもが無戸籍もしくは住民票がない場合に行政サービスが適用になるか、③無戸籍児の不利益を回避するためにはどのような方法があるかの 3 点です。

調査の結果

戸籍は届出義務者が実際に手続きをした段階で初めて作成される届出制であるため、どの機関においても無戸籍の子どもの存在を積極的に確認することは難しいようです。

①については、多くの行政サービスは通常は住民票、もしくは住民票に基づいたデータが必要とされる。②については、生活保護、乳幼児健診、幼稚園・小中学校（いずれも市立）については、戸籍・住民票は要件とされていない。③については、原則として戸籍・住民票が必要なサービスについても、それぞれ例外規定が設けられていて、子どもの存在を証明できる書類（病院の出生証明書等）による確認や実態調査で補うことで、できる限り不利益が生じないように配慮されている。

札幌市においては、無戸籍の状態に置かれた子どもについて、福祉や教育のサービスがほとんど支障なく行われているというこの調査結果は、何よりも安心の材料になりました。しかし一方で、無戸籍・無住民票のまま日常生活を送ることを余儀なくされる子どもは、社会的には存在しないままに放置されている事実が残ります。現行の法の下では、保護者が積極的に行動すれば子どもの戸籍及び住民票の取得は可能のようですが、それをサポートする行政間の連携には守秘義務等の難しい問題があります。また事柄の性質上家庭の問題に深くかかわることゆえに、対応には慎重さが求められます。

自己発意の調査結果は子どもの福祉・教育等に関係する札幌市内の各行政機関及び各市立学校に知らせ、無戸籍状態が判明した場合には、保護者に対して速やかに子どもが受ける可能性のある不利益及びその回避について情報を提供することや必要な手続き等の助言をするよう求めて、調査の終了としました。

民法 772 条に関わって無戸籍状態に置かれている子どもにとっては、ある年齢になるまで、子ども自ら問題を解決する手段は皆無とっていいでしょう。この自己発意調査の終了後しばらくして、成人した無戸籍の人々からの苦悩のメッセージが多くマスコミに取り上げられましたが、当事者からの声は切実なものがありました。家族をめぐる法律の改正が話題になっている折、世論の盛り上がりとともに、今後子どもの権利の視点も取り入れた良い方向への変革が望まれます。

〈おわりに〉

人権というと何か特別な意味を持っていて、日常的に語ることにはためらいを感じる言葉に聞こえますが、実は身近な事柄を通して、私たちは日々「人権」に接しているのかもしれない。しかしその存在を確かめようと改めて見ると、漠として捉えどころのないものになるのはなぜなのでしょう。多分、それはわたしたち自身のなかに在り、それぞれの人生観に抛り所を持つものだからではないでしょうか。人生観は、人それぞれであるだけでなく、同じ人でも時によって様々な顔を持ちます。

また、人権に対する感覚（感受性）は、人とのつながりの中で、人に寄り添い、その声に耳を傾けることで磨かれていくものなのでしょう。子どもが育つ環境から「つながり」が加速度的に失われている時代に、私たち大人に課せられた課題は大きく、同時に努力も求められることになりましたが、子どもの権利条例はその礎として今後も大切な存在となっていくものと思われまます。

6年間、たくさんのスタッフと、共通の目的をもって意義のある事業を作り上げていくという、幸せかつ濃厚な機会を与えて頂いたことを深く感謝いたします。